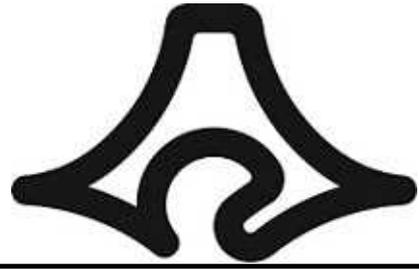


提供日 2024/06/17
タイトル 令和5年度消費税申告遅れによる延滞税の発生
担当 企業局 経営課
連絡先 経営課
TEL 054-221-2157



(要 旨)

水道事業の令和5年度消費税の中間申告及び納付が、5月31日の期限に遅れたため、延滞税が発生した。企業局は、未納を確認後直ちに静岡税務署に対して申告を行うとともに、中間申告にかかる消費税を6月4日に納付した。また、6月20日に延滞税を納付予定。

(概 要)

1 経緯及び対応

- 令和6年5月31日 (金) 消費税5月中間納付分 (14,082,400円) の未納付が判明
税務署に対応を協議
- 令和6年6月3日 (月) e-taxによる申告手続完了
- 令和6年6月4日 (火) 中間納付完了
- 令和6年6月12日 (水) 延滞税額確定 (3,700円)
- 令和6年6月20日 (木) 延滞税納付予定 (支払処理済)

	区 分	金額 (円)	備 考
水道	前払消費税及び地方消費税	14,082,400	6月4日(火)納付
	延滞税	3,700	遅延4日分、年利2.4%

2 原 因

- 企業局ではこれまで、名古屋国税局から郵送される納付書の到達を受けて、e-Tax (オンラインで税の申告等を行うシステム) で申告書を提出後、納付書を用いて納付していた。
- 国税庁は、e-Taxにより申告書を提出している大規模事業者への納付書の郵送を、令和6年5月納付分から廃止した。
- 納付書郵送廃止については、従前の納付書送付時に同封された案内文書により周知されていたが、担当職員はこれを認識していなかったため、未納に気づくのが遅れた。

3 再発防止策

- e-Taxの機能を活用した複数人でのチェック体制整備
- 電子納付への移行